

竹原市「景観行政団体」へ

令和2年10月15日竹原市は景観行政団体となりました

1 概要

平成16年に景観法が施行され、各都市で美しい景観づくりに向けた取組みが進められています。

本市には、市全域に素晴らしい自然景観や歴史・文化的景観があり、これらの景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくため、景観法にもとづく「景観計画」の策定を進め、良好な景観形成に積極的に取り組んでいくこととしています。

これまで本市は、広島県が定めている条例等に基づき景観行政事務を行ってきましたが、景観行政団体となったことから、市の特色を生かした独自の景観づくりが可能となり、今後、「竹原市景観計画」の策定、「竹原市景観条例」及び「竹原市屋外広告物条例」の制定を進めていきます。



2 景観行政団体への移行

景観行政団体とは、景観法や屋外広告物法等に基づく良好な景観形成のための様々な施策を行うことができる地方公共団体のことです。

景観法の施行により、都道府県、政令市や中核市は自動的に景観行政団体となりますが、政令市及び中核市以外の市町村は県との協議により景観行政団体となることができます。

本市は、県との協議を経て、県内で7番目（広島市、福山市、三次市、尾道市、呉市、廿日市市、竹原市）の景観行政団体となりました。

3 今後の予定

- 令和3年2月頃 「竹原市景観計画素案（骨子）」作成
- 令和3年3月頃 市民意見募集（パブリックコメント）
- 令和3年度 「竹原市景観計画」の策定
「竹原市景観条例」及び「竹原市屋外広告物条例」の制定・施行

問い合わせ

建設部 都市整備課 都市計画係 担当：伊藤・山道

T E L 0846-22-7749 F A X 0846-22-8579